



温室効果ガス排出量 検証報告書

2023年7月19日

株式会社ローソン 御中

一般社団法人日本能率協会
地球温暖化対策センター
上級経営管理者 平川 雅宏



1. 検証の対象及び目的

株式会社ローソン（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{*1}における排出量算定結果「2022年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の算定対象期間^{*2}（2022年4月1日から2023年3月31日まで、あるいは、2022年3月1日から2023年2月28日まで）の以下の温室効果ガス（GHG）排出量情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 地球温暖化対策センター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ1 GHG 排出量

算定対象において事業者の車両が使用したガソリン、軽油に伴って直接的に排出されるCO₂排出量

2) スコープ2 GHG 排出量

算定対象において使用した電力に伴って排出されるCO₂排出量

3) スコープ3 GHG 排出量

事業者の事業活動におけるスコープ3 カテゴリ 1,2,3,4,5,6,7,11,12^{*3}において排出されるCO₂排出量

検証の目的は、算定方法^{*4}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成しGHG排出量情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載されたGHG排出量情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases - Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載のGHG排出量を決定するために用いられた情報に関する、算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- GHG排出量の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された算定対象期間^{※2}のGHG排出量情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)		算定対象 ^{※1}
スコープ 1	4,319	事業者が使用する社用車
スコープ 2 ^{※5}	855,254	「ローソン」、「ナチュラルローソン」の加盟店、直営店全店、及び事務所
スコープ 3 ^{※6}	4,666,007	以下参照
スコープ 3 内訳		
カテゴリ 1	4,193,556	「ローソン」、「ナチュラルローソン」の加盟店、及び直営店全店
カテゴリ 2 ^{※2}	70,262	
カテゴリ 3	145,020	スコープ 1、2 と同様
カテゴリ 4 ^{※2}	136,007	「ローソン」、「ナチュラルローソン」の加盟店、及び直営店全店への商品搬入のための配送センター
カテゴリ 5	21,940	「ローソン」、「ナチュラルローソン」の加盟店、及び直営店全店
カテゴリ 6	786	事業者と直接雇用契約のある「ローソン」、「ナチュラルローソン」の直営店全店、及び、本社、事務所
カテゴリ 7	1,399	
カテゴリ 11	56,457	「ローソン」、「ナチュラルローソン」の加盟店、及び直営店全店
カテゴリ 12 ^{※2}	40,580	

NOTE:

※1：算定対象：各スコープ、各カテゴリの算定対象は上記表を参照

※2：算定対象期間：

- ・以下のカテゴリの算定対象期間は2022年3月1日～2023年2月28日
 カテゴリ 2、カテゴリ 4の一部（配送車・センター）、カテゴリ 12の一部（容器）
- ・その他の算定対象期間は2022年4月1日～2023年3月31日

※3：スコープ 3 のカテゴリ 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 11, 12

- カテゴリ 1（購入した製品・サービス）：算定対象のPB、NBを対象
- カテゴリ 2（資本財）：事業者の設備投資である建物、構築物、工具器具備品等、及び、情報システムハードウェアを対象
- カテゴリ 3（スコープ 1, 2 に含まれないエネルギー関連活動）：算定対象で使用した燃料、電力を対象
- カテゴリ 4（輸送、配送（上流））：算定対象における燃料・電気の使用、及び、配送時の車両による燃料の使用を対象
- カテゴリ 5（事業から出る廃棄物）：算定対象の店内廃棄物、及び、改装時の産業廃棄物を対象
- カテゴリ 6（出張）：算定対象の従業員、クルー（店舗、事務所スタッフ）を対象
- カテゴリ 7（雇用者の通勤）：算定対象の従業員、クルー（店舗、事務所スタッフ）を対象
- カテゴリ 11（販売した製品の使用）：算定対象の販売した電球、蛍光灯、ライター、ガスボンベを対象
- カテゴリ 12（販売した製品の廃棄）：算定対象の販売した製品の容器、レジ袋、割り箸、スプーン、フォーク、ストローの廃棄

- ※4：スコープ 1, 2, 3 の算定方法：「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (ver.2.5)」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (ver.3.3 (カテゴリ 5 には ver.2.6 を使用))」、及び、事業者が作成した「CO₂ 排出量算定手順・報告書」
- ※5：電力の排出係数：電力の排出係数：電気事業者別調整後排出係数 (R3 年度実績：R5.1.24 環境省・経済産業省公表、R5.5.26 一部修正版) を使用
- ※6：スコープ 3 の値 (t-CO₂e) は各カテゴリの小数点以下も含めた t-CO₂e の合計値

以上